|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設名称：大阪府立労働センター | 指定管理者：共同事業体エル・プロジェクト | 指定期間：平成31年４月１日～令和６年３月31日 | 所管課：商工労働部雇用推進室労働環境課 |

**令和４年度指定管理運営業務評価票**

| 評価項目 | 評価基準（内容） | 指定管理者の自己評価 | 　　 | 施設所管課の評価 | 　 | 評価委員会の指摘・提言 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価 | 評価 |
| Ｓ～Ｃ | Ｓ～Ｃ |
| Ⅰ提案の履行状況に関する項目 | (1)施設の設置目的及び管理運営方針 | 労働組合の健全な発展並びに労働者の教養の向上及び福祉の増進に資する集会、催物等の場を提供するという施設の目的に沿った運営がなされているか①提案された管理運営方針に沿った取組み②社会貢献活動、地域との関わり | 労働組合だけでなく労働団体や労働行政を担う国及び自治体、労働者サークルにおいても労働センターの設置目的に合致するとして目的利用としている。目的利用率　会議室　 令和3年度34.8％　令和4年度(10月末実績)36.2％　　　　　　大ホール 令和3年度25.4％　令和4年度(10月末実績)21.0％場の提供にあたっては各種法令を遵守の上、適正な施設運営を行っている。①提案された管理運営方針に沿った取組みア)　設置目的の達成と各種法令を遵守した管理運営a.大阪府立労働センター条例（以下「条例」）に規定された設置目的の遵守・目的利用における利用料金の優遇　・利用申込受付開始時期の優遇・厳格な利用承認方法の実施　　　　ホール、ギャラリー利用時の企画書の提出　　　　新規登録時の申請書と企画書の提出　　　　労働組合では組合規約の提出　　　　団体、実行委員会では構成員名簿等の提出（構成員が労働組合等であることを確認）　　　　来館者整理や警備の利用者負担の同意書の提出　　・自主事業の実施　　　　勤労者の知識向上･スキルアップ（P8のⅠ（４）①イ）a参照）　　　　府民等の教養の向上事業（P8のⅠ（４）①イ）b 参照）　 b.条例、施行規則、大阪府行政手続条例の遵守・利用承認、利用取消し、利用の制限、還付等c.個人情報保護法等の遵守・個人情報の保護　　　　個人情報適正管理委員会の開催　　令和5年2月予定　　　　申込書は人目に触れささない　　　　受付のＰＣにフィルターの取付　　　　申込書の送付送信は複数で確認　　　　FAXの排出を手動に変更　　　　ネットワークセキュリティ対策の強化（UTM：統合脅威管理の導入）d.消防法の遵守・消防用設備等の点検　　　　機器点検　　　　　実施日　令和４年９月18日～21日　　機器・総合点検　　実施日　令和５年３月予定・防災管理点検　　　　実施日　令和５年３月予定・防火対象物点検　　　実施日　令和５年３月予定・消防訓練の実施　　　実施日　令和４年11月25日、令和５年２月予定e.その他関連法律の遵守　・建築基準法第12条定期報告　　　　特定建築物　　実施日　令和５年２月予定　　　　建築設備　　　実施日　令和４年12月30日　　　　防火設備　　　実施日　令和４年10月11日、14日　　・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）　　　　空気環境測定の実施　　２か月に1回偶数月実施　　　　　飲料水の残留塩素の測定　７日に1回実施　　　　　ねずみ等の防除　６か月に1回実施　令和４年６月10日、12月予定　　　　排水設備の清掃　６か月に1回実施　令和４年８月25日、２月予定　　　　貯水槽の清掃　　　　　　１年に1回実施　令和４年８月６日　・労働安全衛生規則　　　窓拭ゴンドラ点検　６か月に１回実施　令和４年５月26日、12月予定イ）あらゆる利用者の快適性・安全性に配慮した維持管理と施設改修a.施設の維持管理・ビル管法、建築基準法等の法定点検の実施（再掲P1-2のⅠ（１）①ア）d、e参照）・24時間体制によるセキュリティ体制　　　　防災センターでの監視　大林群管理センターによる監視b.施設の維持管理のための緊急修繕の実施・冷却塔排水管のバルブ取替工事　・消防設備点検後の機器修繕・本館ｷｰﾎﾞｯｸｽ一部交換　・本館1階男子トイレ温水洗浄便座取替・南72照明不具合修理工事c.施設の快適性の取組み・空調機用フィルターの年１回取替・冷却水総合水処理剤の購入　・除菌用アルコールの購入・設置・会議室用机椅子の更新（130脚更新済）d.新型コロナウイルス感染症感染防止対策の実施・各階ロビーにアルコール消毒液設置・利用者が触れるところのアルコール消毒・ディスプレイ型検知器の設置・感染症防止対策用品の貸出し　　　　非接触型体温計、透明ｱｸﾘﾙ板の貸出し、演台用透明ｱｸﾘﾙ板の設置、CO2検知器・大阪府コロナシステムの導入・感染防止宣言ステッカーの掲示・感染防止の注意喚起ポスターの掲示・窓口にビニルカーテンの設置・受付に設置しているボールペンの消毒・密になりやすい公共交通機関の利用を避けるために自動車利用の方への駐車場料金引き下げの継続ウ）条例、同施行規則等に則った施設管理a.開館日は年末年始を除く毎日b.開館時間は9:00～21:00とするが、利用者の利便上8:00～入館可c.そのほか、P1のⅠ（１）①（ア）a,b,c に記載エ）大阪府の取組みへの協力と貢献a.障がい者雇用率　　　　大阪労働協会3.42％　大林ファシリティーズ 2.68％　コングレ 2.64％b.知的障がい者就労に対する取組み ・清掃業務で2名就労c.府民、NPOとの協働・一時保育の実施（NPO法人女性と子育て支援グループpokkapokaと連携）・エコキャップ運動への参画（NPO法人エコキャップ推進協議会）d.環境問題への取組み・「関西エコオフィス宣言」事業所に登録（大阪労働協会、コングレ）・照明のLED化による電力量とCO2の削減　　地下1階、2階駐車場、7階の照明のLED化工事の実施　12月予定・雨用の傘袋を止め雫落し装置の設置　　・ごみ減量化の継続実施オ）業務の厳正かつ誠実な実施・再委託業務の許可申請(34社) ・再委託業務契約金500万円以上の2業者の報告・個人情報保護に関する研修の実施　令和５年１月17日、18日実施予定・人権に関わる研修の実施　令和４年11月15日、16日実施予定・各種法令を遵守した運営（再掲P1のⅠ（１）①ア）参照）カ）利用者ニーズの把握と管理運営への反映a.Ⅱ（１）①のアンケートの実施　・1階ロビーへの椅子の設置　12月予定b.外部評価委員会の開催等と意見・身体障がい者以外の支援を要する利用者の駐車スペースの拡充　　ゆずり合い駐車スペースの確保　令和４年10月１日　c.リピーター利用者によるモニタリング令和４年６月～10月実施満足度アンケート 令和５年２月～３月実施予定　d.意見箱での意見収集（P11のⅡ（１）③参照）キ）適正な業務管理a.管理運営業務基本協定書に基づく運営・前年度の事業報告、決算、利用状況報告　　事業報告速報版報告　4月30日　　決算理事会承認後　事業報告、決算、利用状況報告提出　6月30日・毎月の利用状況報告の提出　翌月10日提出・事業計画、収支予算、管理体制計画の作成と提出　令和4年度分は3月31日提出b. 予約システムによる予約管理業務の実施ク）利用者の安全安心を実現する危機管理体制a.施設の維持管理（再掲P2のⅠ（１）ｲ）a参照）b.訓練の実施・消防訓練の実施（再掲P1のⅠ（１）ｱ）d参照）　・エレベーター閉じ込め対応訓練　令和４年12月６日実施予定・不審者・急病人対応訓練　　　　令和４年10月19日実施c.災害時の対策・利用者の帰宅困難者の受け入れと食料等の備蓄（170人×3日分）・非常用物品の設置　 救助用担架、ハンドメガホン、ヘルメット、多機能ライト、救助工具等d.新型コロナウイルス感染症感染防止対策の実施（再掲P2のⅠ（１）イ）d参照）ケ）地域団体と連携した社会貢献と地域活動の活性化への貢献a.一時保育の実施（再掲P3のⅠ（１）エ）c参照）b.エコキャップ運動への参画（再掲P3のⅠ（１）エ）c参照）　c.献血活動（11月22日実施）　d.近隣の清掃活動（毎月第3金曜日実施）e.歳末等募金活動（令和４年12月１日～12月25日）　f.近隣自治会が行う地域のコンサートに協力10月７日開催g.近隣自治会等が利用する際には利用料金を20％負担　15件36,312円コ）情報公開への対応・事業計画、収支予算、管理体制計画書を据え置き、閲覧対応・事業報告、収支計算書、管理体制報告書を据え置き、閲覧対応サ）共同事業体として実施する人権啓発と高齢者と障がい者等への取組み・公正採用選考人権啓発推進員1人選任　　・人権研修の実施（再掲P3のⅠ（１）オ）参照）・高齢者・障がい者等対応研修の実施（10月13日、20日実施）シ）障がい者の雇用と障がい者への適切な対応の取組み・障がい者雇用による障害者率の達成（再掲P3のⅠ（１）①ｴ）a参照）・障がい者支援事業所への夜間利用時の利用料金の20％負担　７件8,736円ス）大阪府の省エネ施策への協力・照明のLED化による電力量とCO2の削減（再掲P3のⅠ（１）①エ）d参照））　・共用部空調温度を冷房時28℃、暖房時20℃に設定　12月実施セ）その他の取組みa.大阪府の実施する工事への協力・直流電源装置改修工事　・ホール調光電源設備更新工事　　工事関係者との打合せへの参画　　　　電気主任技術者による関西電力との停電調整、館内停電作業の実施②社会貢献活動、地域との関わり（再掲P4のⅠ（１）①ケ）c-g参照）ア）献血活動、近隣の清掃活動、歳末等募金活動イ）近隣自治会が行う地域のコンサートに協力ウ）近隣自治会等が利用する際には使用料を20％負担 | Ａ | 次の事項から施設の設置目的及び運営方針は概ね適切になされている。・目的利用については、ほぼ前年度並みで推移している。・条例の設置目的を踏まえ、指定管理者の専門性を活かしながら労働関係の自主事業に積極的に取り組み、利用者の増加に努めている。・各種法令の遵守に加え、新型コロナウィルス感染症拡大防止措置に的確に対応するなど、適切な施設管理・運営が行われている。・NPOとの協働による一時保育献血活動などの社会貢献活動や、近隣の清掃活動など地域とのかかわりに努めている。 | Ａ | ・個人情報保護について、研修を行いつつ、管理委員会の委員が現場をチェックする等、実務に反映できるようにされたい。・再委託先に個人情報を提供する場合、監督義務があり、再委託先にも研修を求めるなど、個人情報保護を徹底されたい。 |
| (2)平等な利用を図るための具体的手法・効果 | 公の施設であることを踏まえ、公平・平等利用が図られているか　①平等利用を確保するための基本方針に沿った取組み　②高齢者・障がい者等に対しての利用援助 | 下記項目を実施し、公平平等利用を図ることができた。①平等利用を確保するための基本方針に沿った取組みア）公平・公正な施設の貸与a.利用受付開始日の設定　【会議室・大ホール・プチエル】目的利用：1年前、目的外利用：10か月前　【集会室】目的・目的外利用とも1年前　【ギャラリー】６日間利用：1年前、３日間利用：6か月前b利用受付開始日の抽選による申込み受付c.日々の受付は窓口、電話、FAX、電子メールで実施d.施設の空き室情報をホームページ上にリアルタイムで提供e.利用申込みに偽りがあることがわかれば是正させるイ）あらゆる利用者の平等かつ安全な利用の確保a.暴力団の利益につながる利用の排除・センター条例第3条第3項の規定を厳守・利用申込書に記載された申込者のチェックによる確認　　　　記載内容「□暴力団の利益になるような利用ではありません。」b.利用者の安全確保の取組み・条例第4条に基づく利用承認の取り消し（実績なし）・条例規則第13条に基づく入館の制限の実施（実績なし）・公の施設のロビー及びエレベーター内に防犯カメラの設置と監視c.利用者の平等利用を担保するスタッフ研修の実施　　・人権研修（再掲P3のⅠ（１）①オ）参照）　　・個人情報保護研修（再掲P3のⅠ（１）①オ）参照）・接遇マナー研修を実施　12月13日、22日実施予定・利用申込者の個人情報の取扱に慎重さを期す・リピーター利用者によるモニタリングの実施(再掲P3のⅠ（１）①カ)c参照)ウ）外部評価の実施a.リピーターによるモニタリング調査の実施(再掲P3のⅠ(１)①カ)c参照)b.外部評価委員会による意見要望の収集(再掲P3のⅠ(１)①カ）b参照)②高齢者・障がい者等に対しての利用援助ア）利用援助a.高齢者・障がい者等対応研修(再掲P4のⅠ（１）① サ）参照)b.ホームページを音声読み上げソフトで対応c.大阪聴力障害者協会との連携　手話通訳者の紹介等d.筆談ボードの利用e.５台の車いすの常置と点検の実施f.障がい者支援事業所への夜間利用時の20％援助(再掲P4のⅠ（１）①シ）参照)g.スタッフ全員の「サービス介助基礎検定」の資格取得 | Ａ | ・公平平等利用を図るために、以下の取り組みが行われている。①空き室情報の公表や多様な申込方法と利用受付開始日の抽選の実施②障がい者や高齢者など配慮が必要な方々への取り組み③反社会勢力の排除の適切な実施・利用者にとってよりアクセスしやすい環境を整備することで一層の公平平等な利用を図るため、インターネットを活用した予約方法も検討されたい。 | Ｂ |  |
| (3)利用者の増加を図るための具体的手法・効果 | 目標達成に向けた戦略的な取組みが適切に実施されているか①利用者の増加を図るために実施した具体策②令和４年度指定管理者の目標・公の施設利用料金収入　242,350千円・公の施設利用率　会議室：43％　　　　　大ホール：30％ | 記載の取組み等により目標達成の見込みとなっている。①利用者の増加を図るために実施した具体策ア）広報・PR活動として　a.エル・おおさかのロゴを配したチラシによる広報　　　自主事業20事業の広報チラシの配布　b.ホームページにCMS（ワードプレス）を導入し、職員による即時更新を実施（ホームページ訪問者数　令和3年4月～9月　261,462人令和4年4月～9月　401,550人）・FAQの見直しと追加・主要な施設の３６０°動画の継続掲載・視覚障がい者への音声読み上げソフト(再掲P6の（２）②ア）b参照)・簡易見積りシステムの提供c.エルちゃん☆通信による広報・イベント情報の掲載　・公共施設等57施設に配架（前年度57施設）d.積極的な情報発信と広いエリアの広報・コングレの運営施設での広報　・コングレとの共催事業実施・公式Facebookによるイベント情報の提供（令和４年度28回提供）　　・メルマガによるイベント情報の提供・施設の空き情報をリアルタイムで提供(再掲P5のⅠ（２）①ア）d参照)・国内最大級の貸し会議室検索サイト「会議室ドットコム」に登録掲載 （令和４年度検索件数3,825件）・SEO（検索エンジン最適化）対策の実施イ）利用増加の取組みa.次の取組みのホームページ、館内掲示による周知・駐車場料金の値下げの継続(再掲P3のⅠ（１）①イ）d参照)　　土日祝　最大料金1,500円、平日2,000円）・新規利用者の確保と利用者の確保　　　 プチ・エル利用者へのポイント制度　ギャラリーの紹介制度・夜間時間帯の利用向上の取組み　 　 会員制自習室サービスの提供　　　 夜間利用者のメンバーズカードの導入　　　 会議室夜間利用の直前予約サービス　　障がい者支援事業所への夜間利用時の20%援助(再掲P4のⅠ（１）① シ）参照)・近隣自治会が利用する際には使用料を20％負担（再掲P4のⅠ（１）①ケ）g参照）・集会室の利用増加の取組み　　 　 松の間、竹の間を会議室として提供・卓上カレンダーの作成と配布・利用促進の実施　　 　 卓上カレンダー、メモ帳等を作成し近隣企業、団体を訪問　　　　　卓上カレンダー2,000部作製、近隣企業・団体250団体に訪問配布　　　　　来館利用団体1,000部配布、利用が遠ざかっている団体　200団体　　　　　関連団体等での配布用　550部　・施設のリーフレットの送付等　　　 大ホールの利用実績からDM送付　　　 特典を掲載したリーフレット送付　　　 自主事業でのアンケート実施と広報検証　　　 利用施設の件数、収入額、利用率の推移傾向　　　 帝国データバンク等の企業情報により送付 送付件数1,000件・利用者増加を図るイベントの開催　　　 プチ・エルナイトコンサートの開催　10月21日開催　　　 プチ・エル　スタインウェイピアノ試弾会開催　10月22日開催・広報・PRに関する検討会開催　毎月1回開催・WEB会議用備品の貸出しとLAN回線提供　　　 カメラ、モニター、スピーカーフォン、LED照明貸出、有線LAN回線の提供（本館7階、南館5階、7階、10階）　 ・大ホールの室料割引キャンペーンを実施②令和４年度指定管理者の目標・公の施設利用料金収入　年度見込み　246，916千円（R4.10月末現在）・公の施設利用率（R4. 10月末実績）　会議室：43％　大ホール：39％ | Ａ | 利用率及び利用料金収入は、目標達成見込みである。・ホームページをはじめとした多様な広報媒体によるPR活動を実施し、利用者の増加に努めている。・利用率に低い夜間時間帯における各種サービスを図り、利用者の増加に努めている。・労働センターの一層の利用者の増加、にぎわい創出につながるよう、更なる取組みを検討し、実施していただきたい。 | Ａ |  |
| (4)サービスの向上を図るための具体的手法・効果 | 利用者サービスの向上を図るための取組みが適切に実施されているか　①指定管理者から提案のあった、ｻｰﾋﾞｽ向上策の取組状況 | 下記の取組みは着実に実施している。①指定管理者から提案のあった、ｻｰﾋﾞｽ向上策の取組状況ア）施設運営の取組みa.利用申込み受付方法の多様化・ 利用申込の受付を窓口、電話、FAX、電子メールで実施（再掲）　b.サービス向上の取組み・各施設利用時の準備・後片付け時間の提供・グーグルマップによる施設写真をHPで提供・新型コロナウイルス感染症感染防止対策の実施（再掲P2のⅠ（１）①イ）ｄ参照）イ）サービス向上のための自主事業の実施a.勤労者の知識向上・スキルアップ・大阪労働大学講座　　　労働法分野　　　　6月14日～9月8日　20回開催　　　労働経済・社会保障分野　　　　　9月26日～12月14日　12回開催予定　　　シンポジウム　1月17日予定・労働法特別講座　　年1回　5日　　　　 9月15日、10月12,18日、11月11,21日開催・予定　　・労働保険・社会保険実務講座（入門講座）　　 　6月17，24，29日開催　9月5，15，16日開催・労働保険・社会保険実務講座（応用講座）　　　 7月5,8日開催　9月20,22日開催　・年末調整実務講座　10月18日開催　・職場のメンタルヘルス実践研修セミナー　11月10日開催・内定者研修　　年1回2日間・スキルアップセミナー　　9月13日開催・資産形成セミナー　年1回3日間（予定）・㈱コングレ連携事業（再掲）　　わくわく子どもフェスティバル　12月11日開催予定b.府民等の教養の向上事業　　・なにわ美術展　11月25日～11月30日開催予定・ランチたいむコンサート　毎月第3月曜日開催　　・プチ・エルナイトコンサート　（再掲）・スタインウェイピアノ試弾会 （再掲）・特別講演会　　８月3日開催（リアルとYouTubeの限定配信で実施）・歴史セミナー　　前期　4月～9月毎月1回開催後期　10月～3月毎月1回開催（予定）・文化芸術サロン　第1回　11月14日,12月12日,1月30日（予定）　 　　　　　　　　第2回　12月23日,2月17日,3月10日（予定）c.サービス向上のための委員会の設置・外部評価委員会の設置(再掲P3のⅠ（１）① カ）b参照)　・モニタリングの実施(再掲P3のⅠ（１）① カ）c参照)・「エル・プロジェクト」内の委員会　　　事業進捗・検証委員会（毎月1回）　　　個人情報適正管理委員会（年1～2回）　　　スタッフ情報交換会議(毎月1回)d.サービス向上のためのその他の取組み　・月極めコインロッカーの設置　・複合機の設置（コピーサービス）・意見箱の設置　・館内巡回・定期点検の実施　・会員制自習室の運営e.検証・リーフレット送付先の利用の有無の検証・自主セミナー実施後のアンケート実施・幹部による運営会議における検証　　　　施設利用の動向　広報・PRの確認・エル･プロジェクトスタッフ向け研修の効果をアンケートで検証 | Ａ | 次のことから利用者サービスの向上を図るための取り組みが適切に実施されている。・予約方法、空き室情報の公表に加え、多様な申込方法と利用受付開始日の抽選の実施などの取組みが行われている。・指定管理者の専門性を活かしながら、労働関係の自主事業に積極的に取り組み、利用者の拡大に努めている。・利用者アンケートを実施するなど、利用者目線に立った施設運営の改善に努めている。・今後は、より一層のサービス向上をはかるための方策を検討し、実施していただきたい。 | Ｂ |  |
| (5)施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度 | 施設管理、安全管理は適切に行われているか、維持管理は効率的に行われているか①安全で安心して快適に利用できる施設の維持②効果的・効率的な修繕計画の実施③業務における適正手続きの遵守（再委託、運営委員会等） | ①安全で安心して快適に利用できる施設（再掲P2のⅠ（１）ｲ）a-d参照）ア）施設の維持管理a.ビル管法、建築基準法等の法定点検の実施b.24時間体制によるセキュリティ体制c.施設の維持管理のための緊急修繕の実施イ）施設の快適性の取組みウ）新型コロナウイルス感染症感染防止対策の実施②効果的・効率的な修繕計画の実施ア）効果的・効率的な修繕計画に基づく修繕の実施　　・会議室照明LED化の事前アスベスト調査・本館７階会議室照明LED化改修工事　　・本館地下駐車場LED化改修工事　　　　・本館７階会議室防音扉改修工事③業務における適正手続きの遵守（再委託、運営委員会等）ア）適正手続きの遵守a.再委託業務の許可申請(34社)（再掲P3のⅠ（１）①オ）参照）　　　うち2社が契約金500万円以上の再委託報告b.共同事業体構成での運営委員会の開催　 6月27日開催c.外部評価委員会の開催(再掲P3のⅠ（１）①カ）b参照)d.個人情報適正管理委員会の開催(再掲P1のⅠ（１）①ア）c参照)e.事業進捗･検証委員会の開催(再掲P9のⅠ（4）① イ）c参照) | Ａ | ・必要に応じ、適切に修繕工事を実施するなど、適切な施設管理、安全管理が行われている。ただし、過年度に実施できなかった修繕工事については、今後、適切に対応していただきたい。・各種法令の遵守に加え、新型コロナウィルス感染症拡大防止措置に的確に対応するなど、適切な施設管理・運営が行われている。 | Ａ |  |
| (6)府施策との整合 | 府が実施する事業等への協力の取組みが適切に実施されているか　①障がい者雇用率達成状況　　・目標　2.3％　②知的障がい者就労に対する取組み　③府民、NPOとの協働　④環境問題への取組み | 障がい者等の雇用は規定を超えて実行している。①障がい者雇用率達成状況(再掲P3のⅠ（１）① エ）a参照)②知的障がい者就労に対する取組み　(再掲P3のⅠ（１）① エ）b参照)③府民、NPOとの協働（再掲P3の Ⅰ（１）①エ）c参照）④環境問題への取組み（再掲P3のⅠ（１）①エ）d参照） | Ａ | ・障がい者雇用率は法定を上回っており、知的障がい者の清掃業務での雇用など、府の施策に沿った取り組みが適切になされている。・また、NPOと協働による一時保育の実施や省エネなどに取り組んでいる。 | Ａ |  |
| Ⅱさらなるサービスの向上に関する事項 | (1)利用者満足度調査等 | アンケート等による利用者の意見の把握、調査結果のフィードバックが適切になされているか①利用者の満足度を分析するために十分なサンプル数の確保（400サンプル以上もしくは調査期間2ヶ月以上）②アンケート結果の次年度以降の運営へ反映③利用者満足度調査以外の日常寄せられる要望・苦情等意見の集約及びその対応状況 | アンケートのサンプル数は確保しているが、意見の反映は今後取り組む。①利用者の満足度を分析するために十分なサンプル数の確保a.会議室：485件　　b.大ホール：13件　c.プチ･エル：32件　d.ギャラリー：5件　e.集会室：8件　　合計：543件②アンケート結果の次年度以降の運営へ反映a.「空調の風を嫌がる人が目につく」→風よけのカバーなどを設置検討b.「視聴覚室のプロジェクターの解像度が低い、講師控室のソファーが古すぎる」　　　　→破損等している備品は撤去もしくは計画的更新c.「（南72）マイクを常設してほしい」→中規模の会議室にマイク設備を設置検討d.「（大ホール）主催者控室のテレビモニターが古い、トイレの壁紙がボロボロなので貼替希望」→備品の更新、施設の修繕を検討e.「プチ・エル内にWi-Fiがあれば配信に使えて良い」→Wi-Fi環境の整備を検討f.「最前列の蛍光灯のみ消せるスイッチを設置希望」→最前列の照明の消灯を検討③利用者満足度調査以外の日常寄せられる要望・苦情等意見の集約及びその対応状況多い意見として・ゴミ箱の設置→大阪市よりゴミの減量化の要請のため利用者にゴミの持ち帰りを呼びかけ・使用料の減額→条例で規定されているので不可・暑い、寒いの苦情→適温設定に心がけているが、臨機の対応は難しい・1階ロビーの椅子の設置→（再掲 P3のⅠ（１）①カ）a参照）） | Ａ | ・サンプル数は十分に確保されている。・また、アンケート結果や日常的な要望から得られた意見については、できる限り改善するよう努めている。 | Ａ | ・アンケート意見を踏まえ、電気代高騰にも寄与するので、ＬＥＤ化を早期に進められたい。・Ｗｉ-Ｆｉ対応の普及状況を踏まえ、早く取り組まれたい。・暑い寒いの意見に対して、都度対応しているものと思われるが、全館空調のため、ハード面では温度設定の個々人のリクエストすべてにはこたえられない。そのため、ソフト面対策として、ホームページで利用者自身での対策を促す案内の掲載を検討されたい。・ゴミ箱が無いことをより一層、周知徹底するため、申込み後の利用案内への記載や、エレベーター内の表示などを検討されたい。 |
| (2)その他創意工夫 | その他指定管理者によるサービス向上につながる取組み、創意工夫がなされているか（特に、サービス向上のための昨年度以前になかった新たな取組みがなされているか）　①創意工夫の取組み | 下記項目を実施している。a.令和3年度に設置した有線LANの周知b.ホームページにCMS（ワードプレス）を導入(再掲P6のⅠ(3)①ｱ）b参照）c.宅配荷物の受渡しの簡略化　・受け渡し場所を倉庫から窓口カウンター横に変更し利便性を向上d.自主事業セミナーのハイブリッド開催e.プライバシーマーク取得に向けての取組み（個人情報の適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者に付与） | Ａ | ・今年度からの新たな取り組みにも着手し、サービス向上に努めている。・今後は、より一層のサービス向上をはかるための方策を検討し、実施していただきたい。 | Ａ |  |
| Ⅲ適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する項目 | (1)収支計画の内容、適格性及び実現の程度 | 事業収支計画の達成に向けた戦略的な取組みが適切に実施されているか　①収入の確保及び実績（適正な経費の執行を含む） | 収入の確保は昨年度以上の実績となっている。1. 収入の確保及び実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 年額利用料金収入 | ４～１０月合計利用料金収入 | 備考 |
| 平成30 | 290,149千円（※３） | 172,523千円 | ※１　平成30年度比85.1％令和３年度比　146％※２　※３×85.1％ |
| 令和３ | 197,256千円 | 100,140千円 |
| 令和４ | （**見込み**・※２）**246,916千円** | 146,853千円（※１） |

 | Ａ | ・利用料金収入は、収支予算書で定めた利用料金収益（242,350千円）を達成する見込みである。 | Ａ |  |
| (2)安定的な運営が可能となる人的能力 | 安定的な運営が可能となる人的能力を有しているか①事業実施に必要な人員数の確保・配置従事者への管理監督体制・責任体制・適切な労働環境・安全衛生管理 | 人員配置を柔軟にシフトし人員を確保新型コロナウイルス感染症により収入の減少がみられたが、人員の雇用を確保し運営体制は維持。①管理監督体制・責任体制は管理体制図 参照　労働環境・安全衛生では衛生管理者を配置、産業医の配置 | Ａ | ・必要な人員・運営体制を確保している。 | Ａ |  |
| (3)安定的な運営が可能となる財政的基盤 | 施設管理運営者として、適切な財務状況が確保されているか　①法人（指定管理者を構成す　　る法人）の経営状況 | 2年度、3年度は共同事業体を構成する3社とも黒字で推移している。ア）大阪労働協会　 直近の3年間の決算状況　　　元年度は新型コロナウイルス感染症のため赤字　　　2年度、3年度は黒字決算イ）大林ファシリティーズ　　　直近3年間は黒字決算　　ウ）コングレ　　　直近3年間は黒字決算 | Ａ | ・３法人とも黒字決算が続いており、適切な財務状況が確保されている。 | Ａ | ・財務指標は、キャッシュフローも加味することが一般的であり、次年度はＰ/Ｌに加え、Ｂ/Ｓ、キャッシュフローによって、財政的基盤の評価をしてもらいたい。 |

■評価の基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目ごとの評価 | 年度評価 | 総合評価および最終評価 |
| Ｓ：計画を上回る優良な実施状況Ａ：計画どおりの良好な実施状況Ｂ：計画どおりではないが、ほぼ良好な実施状況Ｃ：改善を要する実施状況 | Ｓ：項目ごとの評価のうちＳが５割以上で、Ｂ・Ｃがない。Ａ：項目ごとの評価のうちＢが２割未満で、Ｃがない。Ｂ：Ｓ・Ａ・Ｃ以外Ｃ：項目ごとの評価のうちＣが２割以上。又はＣが２割未満であっても、文書による是正指示を複数回行う等、特に認める場合 | Ⅰ：評価対象となる年度の年度評価のうちＳが５割以上で、Ｂ・Ｃがない。Ⅱ：評価対象となる年度の年度評価のうちＢが３割未満で、Ｃがない。Ⅲ：Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ以外Ⅳ：評価対象となる年度の年度評価のうちＣが５割以上。ただし、評価対象期間の後半、取組状況に継続的な改善傾向が認められる場合を除く。 |

※総合評価がⅣとなった場合には、次回の指定管理者選定時に減点措置を講じることとする。

年度評価：　Ａ

■年度評価

　令和４年度の項目ごとの評価は、全11評価項目中、Ｓが０、Ａが９、Ｂが２、Ｃが０である。

 